

## 静岡県公立大学法人職員介護休業等に関する規程

平成19年4月1日 規程第11号

改正 平成30年1月1日、令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人職員就業規則（平成19年規則第16号）第36条第3項の規定に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する職員の介護休業、介護部分休業及び介護時間（以下「介護休業等」という。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

(介護休業)

第2条 要介護状態にある家族を介護する職員（日々雇用される職員を除く。）は、この規程の定めるところにより介護休業をすることができる。

2 前項の要介護状態にある家族とは、次に掲げる者であって、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあるもの（以下「要介護者」という。）をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母

(6) 配偶者の祖父母

(7) 孫

(8) 兄弟姉妹

(9) 職員と同居している職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び

職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が定めるもの

(介護休業の適用除外者)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員であって、育児・介護休業法第12条第2項において準用する第6条第1項ただし書に定める協定により、介護休業をすることができない職員として定められたものは、介護休業をすることができない。

(1) 介護休業の申出があった日から起算して93日以内に雇用関係が終了することが明らかかな者

(2) 1週間の所定勤務日数が2日以下の者

(介護休業の申出)

第4条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）の1週間前までに、別に定める様式により

理事長に申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、特別の事情がない限り要介護者1人につき1回とする。
- 3 理事長は、介護休業の申出について、その理由を確認する必要があると認めるときは、当該介護休業を申し出た職員（以下「申出者」という。）に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 4 介護休業の申出があったときは、理事長はその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申出者に対し、その旨を通知する。

（介護休業の申出の撤回等）

第5条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までに、別に定める様式により理事長に申し出て、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業の申出を撤回した者は、当該撤回に係る要介護者については1回に限り再度の申出をすることができる。ただし、特別の事情があり理事長がこれを相当と認めた場合には、1回を超えて申し出ることができる。
- 3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る要介護者の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出は、されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、遅滞なく理事長にその旨を通知しなければならない。

（介護休業の期間）

第6条 介護休業の期間は、要介護者が介護を要する一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下、「介護休業期間」という。）とする。

（介護休業終了予定日の繰下げ）

第7条 職員は、別に定める様式により介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の1週間前までに理事長に申し出ることにより、1回に限り、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は6月を超えることができない。

（介護休業の終了）

第8条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に定める日とする。

- (1) 介護休業終了予定日が到来したとき（当該終了予定日）
- (2) 要介護者の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなったとき（当該事由が発生した日）
- (3) 産前産後休暇、育児休業又は新たな介護休業が始まったとき（産前産後休暇、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日）

- 2 前項第2号の事由が生じた場合には、申出者は遅滞なく理事長にその旨を通知しなければならない。

（職務復帰）

第9条 介護休業が終了したときは、当該介護休業に係る職員は、職務に復帰する。

（介護休業中の身分等）

第10条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務には従事しな

い。

- 2 介護休業をしている職員は、介護休業開始前に占めていた職を保有するものとする。ただし、介護休業開始後に職の異動した場合は、その異動した職を保有するものとする。

(介護部分休業)

第11条 要介護者を介護する職員（日々雇用される職員を除く。）は、必要とする場合には1日の所定労働時間の一部について勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

- 2 前項の介護部分休業ができる期間は、要介護者が介護を要する一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲以内で必要と認められる期間（以下、「介護部分休業期間」という。）とする。ただし、同一要介護者について第2条に規定する介護休業を取得する場合には介護休業と通算して6月を超えない範囲内の期間とする。

- 3 介護部分休業における勤務しない時間は、1時間を単位とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護部分休業と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第11条の2 要介護者を介護する職員（日々雇用される職員を除く。）は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休業期間又は介護部分休業期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）ができる。

- 2 介護時間は、30分を単位とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（静岡県公立大学法人職員育児休業等に関する規程第11条の規定による育児部分休業又は静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第23条第1項第10号に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護部分休業等をする事ができない職員)

第12条 第11条及び第11条の2の規定にかかわらず、第3条第2号の規定に該当する職員は、介護部分休業及び介護時間（以下「介護部分休業等」という。）をすることができない。

(介護部分休業等の申出)

第13条 介護部分休業等をする事を希望する職員は、介護部分休業等を開始しようとする日及び介護部分休業等を終了する日を明らかにして、原則として介護部分休業等開始予定日の1週間前までに、別に定める様式により、理事長に申し出なければならない。

- 2 第4条第3項の規定は、介護部分休業等について準用する。
- 3 介護部分休業等の申出があったときは、理事長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申出者に対し、その旨を通知する。

(介護部分休業等の終了)

第14条 第8条の規程は、介護部分休業等について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 職員は、介護休業等の申出をし、又は介護休業等をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(給与等の取扱い)

第16条 介護休業等をしている期間に係る給与については、静岡県公立大学法人給与規程(平成19年規程第2号)その他当該職員の区分に応じて適用される給与に関する規程の定めるところによる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、介護休業等について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1号に規定する「法人に引き続き雇用された期間」には、法人成立の日の前日に静岡県の職員であって、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人成立の日に法人の職員となったものについては、静岡県の職員として任用された期間を通算する。

3 公益法人等への静岡県職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき静岡県から派遣されて法人の業務に従事する職員については、第3条第1号中「法人に引き続き雇用された期間」とあるのは、「静岡県又は法人に引き続き雇用された期間」と、同条第2号中「雇用関係が終了する」とあるのは、「雇用関係が終了する(公益法人等への静岡県職員の派遣等に関する条例第2条第1項による派遣の期間が終了して静岡県に復帰するために法人の職員でなくなる場合を除く。)」と読み替えて適用する。

4 この規程の施行日の前日に現に静岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受けていた職員で、同条例により介護休暇の承認を受けていた職員は、この規程により介護休業又は介護部分休業の承認を受けたものとみなして、この規程を適用する。この場合において必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。